

岩手県告示第 456 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
有限会社小岩油店	一関市中央町一丁目 6 番 3 号	平成 20 年 6 月 2 日
有限会社鈴木	一関市赤荻字塚 134 番地 1	〃